

農産物検査法施行細則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

農産物検査法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）及び農産物検査法施行令（平成7年政令第357号。以下「政令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 法及び政令の規定により提出する申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。